

2025年度地方財政計画について

飛田博史

<要旨>

2025年2月4日に2025年度地方財政計画が閣議決定された。計画規模97兆円、一般財源総額67.5兆円と過去最高額を更新し、一方で財源不足は約1兆円と前年度を0.7兆円下回り、折半ルールは4年連続で解消されるとともに、臨時財政対策債の発行が2001年度以来はじめてゼロとなった。全体としては地方財政の規模拡大と財政健全化を両立した点で評価できる。

歳出では人事委員会勧告を踏まえて2024年度給与改定分に加え、一般行政経費の単独分に2025年度の改定を見越した「給与改善費」0.2兆円が計上されたことやデジタル活用推進事業費が新設されたことが注目点である。また一般行政経費の特別枠としては岸田内閣のデジタル田園都市国家構想事業費に代わり、石破内閣の「新しい地方経済・生活環境創生事業費」1.2兆円が創設された。

新年度の地方財政見通しは物価高にともなう国税、地方税の名目値での増収に支えられた面が大きく、行政コストの上昇に対する財源保障の十分性には課題が残る。今後、一般財源総額実質水準ルールを含め、物価高に対応した財源保障のあり方を問い直す必要がある。

はじめに

2024年12月27日に2025年度政府予算案が閣議決定され、同日に公表された2025年度地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）を経て、2025年2月4日に地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が閣議決定された。新年度の地財計画で注目されるのは、2024年10月の衆議院解散総選挙を経て誕生した第2次石破内閣のもとで、歳出については11月22日に閣議決定された総合経済対策に盛り込まれた「地方創生2.0」およびデジタル社会の推進、秋の人事委員会勧告を踏まえた地方公務員給与改定、物価高対策などが歳出にどのように盛り込まれるか、歳入では概算要求での一般財源総額を含む地財規模の高い伸びが実現するのか、あるいは石破内閣発足後の争点となった103万円の壁の引き上げがもたらす地方財

政の影響とその対策がどうなるのかといったことがあげられる。

本稿ではこれらの注目点を中心に新年度の地財計画の概要と特徴について解説し、今後の財源保障を展望する。

1. 政府予算の動向

(1) 2024年度補正予算 — 4年連続で地方交付税の増額補正、経済対策・給与改定の財源対応

2024年12月17日に2024年度補正予算が成立した。石破内閣が11月17日に閣議決定した経済対策を踏まえ、ガソリン価格の抑制や電気・ガス料金の負担軽減などを盛り込み総額13.9兆円に上った。このなかで地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）についても2023年度国税決算の上振れ分および2024年度の国税収入の増額補正にともない追加交付分（再算定）等

が計上された。この増額交付は4年連続となり、このうち後述する普通交付税の増額分については12月26日付けで交付済みである。

図表1は交付税増額分の活用状況である。総額は2兆748億円と過去3年間でみると最高額となる。その内容は以下の通り。

◆ 2024年度活用分（1兆3,926億円）

- ・ 交付税増額交付（臨時経済対策および給与改定実施分等）6,946億円

政府経済対策および人事委員会勧告を踏まえた給与改定遡及分の財源補てんとして6,946億円が充当され、その内訳は普通交付税として6,529億円、特別交付税として417億円である。このうち普通交付税では年度限りの臨時的算定項目として「臨時経済対策費（仮称）」と「給与改定費（仮称）」が設けられ、調整戻し⁽¹⁾とともに交付された。給与改定費の設定は今回が初めてで、各自治体において確実な給与改定を求める指針とみることができる。なお、毎年度の地財計画には年度内の各種経費増に対応するため追加需要額として4,200億円が計上されているため、この財源を含めた改定分への充当が想定されている。

- ・ 交付税増額交付（能登半島地震による災害対応分）980億円

2024年1月1日に起きた能登半島地震の復興財源分として、被災地向けの特別交付税980億円が加算された。

- ・ 臨時財政対策債償還基金費 4,000億円

同基金費は2025年度、2026年度の臨時債の償還費の各2分の1相当に充てるため、普通交付税の臨時的算定項目として「臨時財政対策債償還基金費」を設けて算定するものである。2023年度の補正においても2024年度、2025年度の償還費として3,000億円が設定されており、臨時債残高の縮小を加速化させている。

- ・ 公庫債権金利変動準備金活用時期の見直し 2,000億円

2024年度の地財対策では、全自治体が出資する地方債の資金調達機関である地方公共団体金融機構が有する公庫債権金利変動準備金の不要額を2,000億円活用する対応が図られたが、今回の交付税増額分の財源をこれに充当したことにより、準備金の活用時期を後年度に繰り延べることとなった。

◆ 2025年度活用分（6,822億円）

残りの6,822億円は後述する2025年度の地財対策の交付税加算分として繰り越された。補正予算における交付税財源の翌年度繰越しは5年連続となる。

図表1 2024年度補正予算における交付税再算定の活用内容

活用内容		金額（億円）	備考
2024年度活用分		13,926	
内訳	普通交付税	臨時財政対策債償還基金費	4,000
		臨時経済対策・給与改定実施分等	6,529
	特別交付税	能登半島地震災害対策分	980
		その他	417
2025年度活用分		6,822	2025年度地財対策に充当
合計		20,748	

（資料） 総務省事務連絡（2024年11月29日）より作成

(1) 調整戻しとは地財計画で決定した交付税総額と各自治体の交付税算定結果の総額を突合せさせるために、全国一律で割落とした分を各自治体に再交付することである

(2) 2025年度政府予算案

第二次石破内閣初の新年度予算案は「R6経済対策・補正予算と合わせて「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算」を掲げ、一般会計規模は115兆5,415億円と過去最高額を更新した。

主要経費別にみると社会保障関係費が38兆2,778億円（前年度比1.5% 以下カッコ内は伸び率）、文教及び科学振興費が5兆5,496億円（1.4%）、国債費が28兆2,179億円（4.5%）、地方交付税交付金等（入り口ベース）が19兆784億円（7.3%）、防衛関係費が8兆6,691億円（9.5%）などとなっている。過去最高額となった国債費については財務省が新年度予算案における利払い費の想定金利を1.9%から2.0%に引き上げており、債務返済の負担増が予算枠を圧迫する要因となりつつあることに留意する必要がある。

予備費については2024年度の「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」1兆円が新年度は廃止されたが、通常の予備費は前年度同額の1兆円が計上されており、コロナ禍や物価高で膨らんできた予備費が高止まりしている。

主な事業では人事院勧告給与改定（+3.7%）、教職調整額の段階的引き上げ（4%→10%）、保育士1歳児クラスの配置基準の改善、児童福祉司の増員など「人への投資」の充実。岸田内閣時のこども未来戦略「加速化プラン」（2024～28年度）の本格的実施、児童手当の所得制限撤廃（2024年10月～）の平年度化などの子育て関連の積極的な支出などがあげられる。なお、2024年度から3年間にわたる「集中取組期間」の総額3.6兆円の財源については、歳出改革等と新たに創設された「こども・子育て支援特別会計」が発行する「こども・子育て支援特例公債」で確保する。その上で2028年度までに「こども・子育て支援金制度」の構築を含む安定財源を確保する。新年度予算では高額医療費の見直しや後期高齢者医療の患者負担の見直しなどの高齢者を中心とする負担増、被用者保険の適用拡大などが盛り込まれており、子育て財源確保

の一環とみられる。

今回の予算はおおむね岸田内閣の事業を引き継ぐものが多いが、そうしたなかで政権の看板施策である地方創生については、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」として従来の交付金を倍増させ2,000億円を計上している。

一方、歳入では国税見通しが78兆4,400億円と前年度比で8兆8,320億円上回り、過去最高額を更新し、新規の公債発行額は28兆6,490億円と17年ぶりに30兆円を下回った。ただし、政府が目指す国・地方の基礎的収支の黒字化は微妙な見通しであり、今後の通常国会における税制改正や予算案審議の動向によって黒字化のスケジュールも影響がでる可能性がある。いずれにしても少数与党のもとで政府予算および地財計画ともに不確定要素が多い年度といえるだろう。

2. 地財計画の概況 — 給与引き上げ・物価高対策と財政健全化の両立（末尾資料1参照）

(1) 全体の規模（計画総額97兆94億円、一般財源総額67兆5,414億円）

地財計画の規模は97兆94億円（3.6%）、一般財源総額は67兆5,414億円（2.8%）、交付団体ベースでは63兆7,714億円（1.7%）と、計画規模および一般財源総額とも4年連続で前年度を上回り過去最高額を更新し、伸び率でも2000年代以降で最も高い水準となった。一般財源総額は2024年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、2025年度から2027年度について2024年度の水準を下回らないように確保する（いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」⁽²⁾）と明記されており、この方針に則った上で一般財源の増額が図られた。

一般財源のうち、地方税は45兆4,493億円（6.4%）と前年度の住民税減税の復元と地方税全般の自然増収が相まって高い伸びとなった。また、地方譲与税

(2) 地財計画の一般財源総額の水準を複数年度にわたり安定的に確保する運用ルールで、2011年の民主党政権下の「財政運営戦略」で明記され、その後は「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる骨太方針）に引き継がれ、ルールが更新されてきた

についても2兆9,661億円（8.7%）と引き続き特別法人事業譲与税が堅調に伸びている。

交付税総額は18兆9,574億円（1.6%）と7年連続で前年度を上回り、2000年度以降では2002年度に次ぐ水準である。当時は14兆円を超える財源不足に対する総額確保であり、これと比較すると近年は財源不足の縮小と交付税総額の増加が両立する望ましい状況となっている。交付税の代替財源である臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）は以下で述べるように制度発足以来初の発行額ゼロとなり、全体として地方財政の健全化が進展するなかでの規模拡大を実現した。

（2）財源不足（1兆929億円）

財源不足は1兆929億円（▲39.7%）と4年連続で減少しており、他年度と比べて大幅な減少率となっている。財源不足を国と地方で折半して負担するいわゆる折半ルールも4年連続で不適用となった。単年度ベースでは昨年度以上に収支均衡に近づいているものの、過去の地財対策による交付税特会借入金残高は依然として30兆円弱残っており、実質的な収支均衡にはいたっていない。ただし、近年は交付税法定率分の大幅な増額により、交付税特会借入の償還を積極的に行っており、新年度も特会借入金の繰り上げ償還を行ったことから財政健全化が大きく進展したことは注目される。

（3）東日本大震災分（2,922億円）

地財計画の別枠で計上されている東日本大震災分は、復旧・復興事業として2,704億円、全国防災事業は218億円となっている。復旧・復興事業は2021年度から「第2期復興・創生期間」のもとで進められており、2025年度はその最終年度となる。金額で見ると直轄・補助事業は前年度を若干上回っており、単独事業は下回っている。

復興庁の予算概算をみると前年度を上回る事業メニューは住宅再建・復興まちづくり（家賃低廉化・特別家賃低減事業、社会資本整備総合交付金等）、産業・なりわいの再生（漁業・養殖業復興支援事業（新規））、原発災害からの復興・再生（特定帰還居住区域整備事業等）である。

昨年12月27日に開催された復興推進会議では、2026年度から5年間の第3期復興事業として1兆円台後半の規模を確保することが決定されたことから、地財計画の枠も引き続き維持される。

一方、全国防災事業は震災後に2015年度まで全国的に行われた防災減災事業の起債償還分であり、償還が進むにしたがって減少傾向となっている。

3. 地財対策の特徴（末尾資料2参照）

次に2025年度の地財対策の内容についてみていこう。

（1）近年の地財対策の状況

図表2は過去10年間の財源不足額と地財対策の内容である。

まず、財源不足はこの間ほぼ縮小傾向をたどっており、2023年度以降は2兆円を切り2025年度はほぼ1兆円まで縮小した。なお、2021年度の10兆円台もコロナ禍の交付税財源の減収を過大に見積もったことによるもので、実質的には同様の傾向に含まれる。

地財対策では、財源不足の縮小で2025年度も「折半ルール」（表中では「臨時財政対策加算」および「臨時財政対策債の新規発行分」）が適用されず、地方の臨財債残高の縮小に寄与している。

「既往法定分等」は年度により金額にバラツキがみられる。近年の内容は①1995年度の公共事業等臨時特例債の利子負担額等②2017年度税制改正による配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収補てん③地財計画の決算と計画のかい離是正にともなう一般財源不足分の補てん（以下「かい離是正分」と呼ぶ）の3つであるが、財源不足の状況によって加算を繰り延べ、後年度の地財対策に活用する場合がみられる。特に2022年度以降は1,000億円を下回る額となっているが、これは上記の②の加算のみを行っているためである。

「その他」では、交付税特会剰余金や公庫債権金利変動準備金などの臨時的な財源を活用するのが定番となっているが、脚注にも書かれているように2023年度、2024年度の公庫債権金利変動準備金については、補正予算で交付税の追加財源が確保できた

ことにより活用を繰り延べている。

(2) 2025年度の地財対策

2025年度地財対策の個々の内容について詳しくみていこう。

① 一般会計加算

- ・ 既往法定分 (929億円)

既往法定分は、過去の国の経済対策などによって生じた地方の一般財源負担を、法律にもとづいて国の一般会計から交付税の加算分として補てんするものである。2025年度はかい離是正分を除く加算分を活用した。

- ・ 折半ルール対策は4年連続で解消

折半ルールは2025年度も適用されず、したがって地方は臨財債の新規発行も行われなかった。

② 地方債の増発

- ・ ②-1 財源対策債 (7,600億円)

財源対策債は公共事業の実施にともない発行する建設地方債の充当率を上乗せするもので、相当額の一般財源負担を減らすことで間接的な地財対策となる。2025年度も4年連続で同額である。

- ・ ②-2 臨財債発行ゼロ

既述の通り、折半ルールの適用がなかったため新規の臨財債発行見送りに加え、例年の既発債の償還分の一部に充当するための発行もゼロとなり、2001年度制度発足以来の全面的な発行ゼロとなった。このことは臨財債の償還を借入に頼ることなく行うことを意味するため、臨財債の残高の圧縮を加速化させる点で望ましい対応である。

③ その他

- ・ 交付税特別会計剰余金の活用 (400億円)

過去の地財対策では交付税特会の借入金で交付税加算が行われていたため(2007年度に廃止)、その返済にかかる利払費の予算不用額などの一部を交付

税特会剰余金として地財対策に活用している。2025年度は400億円が充当された。

- ・ 公庫債権金利変動準備金の活用 (2,000億円)

正式には地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金と呼ばれる資金を交付税の加算として活用するものである。同機構は全地方公共団体が出資する資金調達機関で、金利変動準備金とは機構の前身である国出資の旧地方公営企業金融公庫から引き継いだ債権の金利変動に備える準備金である。同準備金は債権管理の段階的な終了に合わせて国庫に返納することになっているが、管理途中でも低金利などにより国が不用と判断すれば国庫へ返納することができる。地財対策ではこの不用額がしばしば活用されている。最近では2021年度に地財計画の地域デジタル社会推進費の財源として4,000億円が確保され、その後、財源不足の縮小で活用が留保されており、2024年度についても補正予算の解説で触れたように2,000億円の活用が見送られた。2025年度は2,000億円を活用する予定であり、留保分としては2,000億円が残っている。

④ 103万円の壁の引き上げによる交付税財源への影響対応

2025年度の政府税制改正大綱では所得税の給与所得控除および基礎控除をあわせた最低保障額を103万円から123万円に引き上げることが明記され(いわゆる103万円の壁の引き上げ)、これによる交付税財源への影響は2,000億円と推計されている。昨年12月20日に公表された与党税制改正大綱では、103万円の壁の引き上げにともなう地方税財政への影響については、あくまで物価調整分とみなして、特段に財源補てんを講じないと書かれており、今回の地財対策では特段の財源対策は講じられず、実質的に税収増により還元されたかたちとなった。

図表2 地財対策の状況

		(億円)									
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
①一般会計加算		8,283	12,958	7,022	2,633	5,187	21,915	154	154	3,488	929
内訳	既往法定分等	5,536	6,307	5,367	2,633	5,187	4,746	154	154	3,488	929
	臨時財政対策加算	2,747	6,651	1,655			17,169				
②-1 財源対策債の発行		7,900	7,900	7,900	7,900	7,700	7,700	7,600	7,600	7,600	7,600
②-2 臨時財政対策債の発行		37,880	40,453	39,865	32,568	31,398	54,796	17,805	9,946	4,544	0
内訳	既往債償還分等	35,133	33,802	38,210	32,568	31,398	37,627	17,805	9,946	4,544	
	新規発行分	2,747	6,651	1,655			17,169				
③その他		2,000	8,400	6,995	1,000	1,000	16,811	0	2,200	2,500	2,400
内訳	国税決算精算繰り延べ			2,245			4,811				
	交付税特別会計償還繰り延べ		1,000				8,500				
	交付税特別会計剰余金活用		3,400	750		1,000	1,500		1,200	500	400
	公庫債権金利変動準備金活用	2,000	4,000	4,000	1,000		2,000		1,000	2,000	2,000
合計(財源不足額)		56,063	69,710	61,783	44,101	45,285	101,222	25,559	19,900	18,132	10,929

(資料) 各年度の地財計画概要から作成

(注) 2023、2024年度の公庫債権金利変動準備金活用は補正予算で交付税の増額が生じたため見送られた

4. 歳出の動向と特徴 (末尾資料1・2参照)

2025年度の歳出規模は給与関係経費や一般行政経費を中心に伸びた。主な内容は岸田内閣のデジタル田園都市国家構想事業に代わり、石破内閣の目玉となる新たな地方創生2.0関連が計上されたこと、一般行政経費の単独事業にデジタル関連経費が新設されたことを除けば多くが前年度からの継続事業であり、新内閣としては全般的に無難な見積もりである。以下では概況とともに個別項目の特徴をみていこう。

(1) 概況

図表3は過去10年間の地財計画の歳出の動向を示したものである。

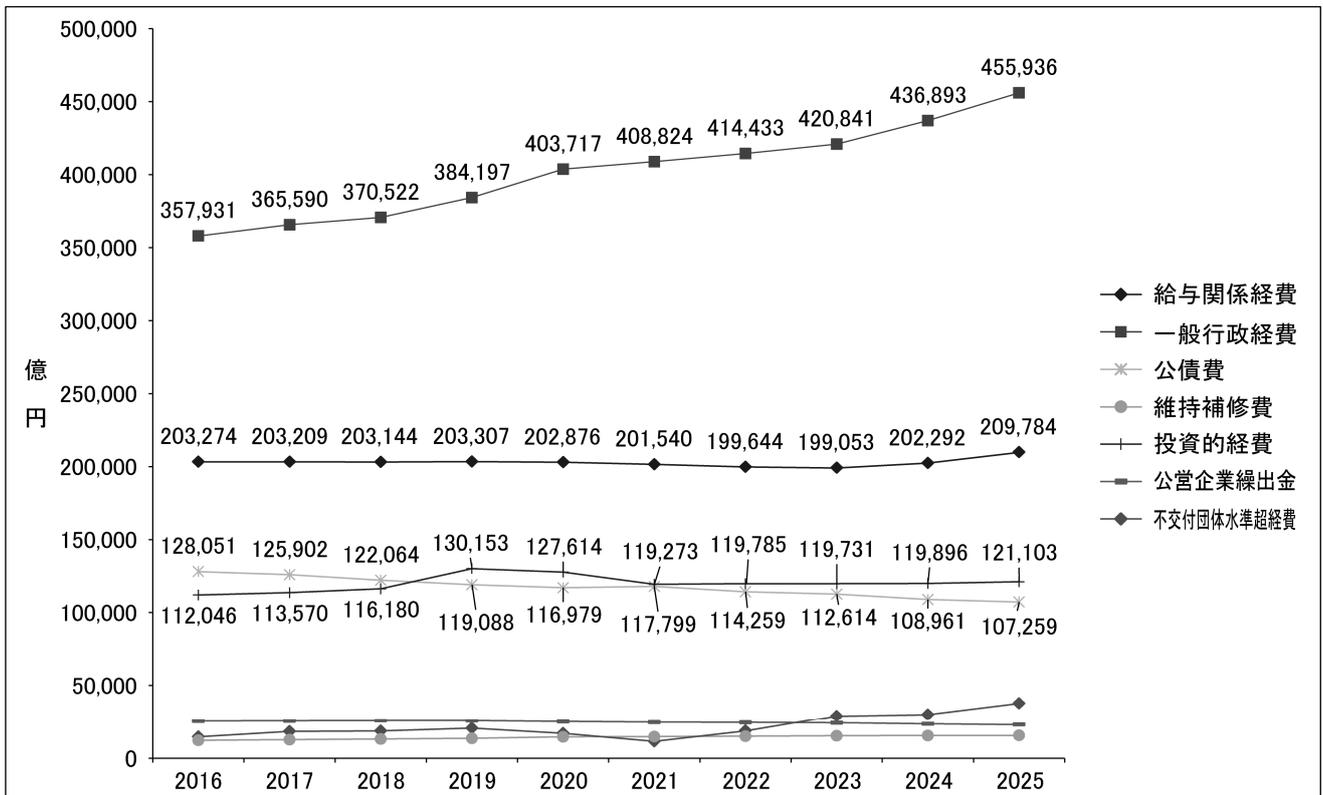
基本的な経費動向に大きな変化はなく、社会保障関係や地方創生などの特別枠⁽³⁾を含む一般行政経費が引き続き増加している。直近2年間の伸びが高いのは社会保障関係に加え公共施設等の光熱費の物価高対策や会計年度任用職員の処遇改善などが計上されたためと推察される。一般行政経費に次ぐ額となる給与関係経費はほぼ横ばいで推移してきたが、

2024年度から給与改定が反映され増加に転じており、退職手当を除くと2023年度から増加傾向にある。投資的経費は2019年に防災・減災関連の3カ年緊急対策の時期に一時的に増加したもののその後は11兆円から12兆円台で推移している。ただし、その内容は防災・減災のほか公共施設等適正管理や脱炭素化など多岐にわたっている。公債費は投資的経費の抑制や臨時債の新規発行を見送っていることから年々減少しており、財政健全化が進展していることがわかる。維持補修費は全体からみると少額であるが公共施設の維持管理に配慮した経費の計上で微増が続いている。公営企業繰出金は企業債償還費の普通会計負担分の減少により漸減しているが、繰出し基準の対象となる常勤職員および会計年度任用職員の給与改定分はプラスに反映されている。

水準超経費は交付税の不交付団体財源超過分に相当する経費を包括的に計上したもので、不交付団体を含んだ地財計画の収支を積算するための便宜上の経費である。地方税の増加は主に不交付団体が多い都市部で大きいため水準超経費もこれに比例する傾向がある。2025年度も前年度比で26.5%増と高い伸び率となり、4年連続で前年度を上回った。

(3) 地財計画の歳出項目のうち、一般行政経費の単独事業の別枠で計上され、交付税算定では基準財政需要額の臨時的項目として設定されている項目について、本稿では「特別枠」と呼ぶ。具体的には「新しい地方経済・生活環境創生事業費」「地域社会再生事業費」があげられる

図表3 地財計画の歳出の推移



(資料) 図表2と同じ

(2) 給与関係経費 (20兆9,784億円 3.7%)

◆ 概況

給与関係経費では一般職員、義務教育・高等教育教職員、警察官、消防職員などの人件費、議員報酬等を見積もる。総額は20兆9,784億円で昨年度を上回る高い伸び率となり、このうち退職手当以外でも19兆8,588億円(3.7%)と給与改定等を反映して伸びている。一方退職手当は1兆1,196億円(4.0%)と増加している。退職手当については昨年度から始まった地方公務員の段階的な定年延長を踏まえ、隔年での退職手当の変動を緩和するため2カ年の所要額を平準化して計上している。

給与関係経費の積算の根拠となる地方公務員の計画人員は232.7万人と前年度から0.5万人減少しており、7年ぶりに前年度を下回った。これは2024年度末に退職者が生じた結果を織り込んだためであり、実質的な減少ではない。

◆ 2024年給与改定の反映(一般職員等)

2024年度の人事院勧告を受けて、各人事委員会勧告において月例給および一時金等の引き上げが勧告

された。地財計画の人件費関連の積算では人事委員会勧告にともなう給与改定を反映することから、これを踏まえ所要額が計上された。総額では7,651億円が増額されており、このうち一般行政経費の単独に計上される会計年度任用職員分を除くと6,179億円が給与関係経費に反映された。

◆ 教職調整額の率の引き上げに伴う地方負担分の反映

公立学校教職員の残業代の代替措置である教職調整額の引き上げをめぐっては、文科省と財務省の折衝を経て、段階的に4%から10%に引き上げることで決着した。これを受けて、2025年度の引き上げにともなう地方負担分として113億円が給与関係経費に計上された。

◆ 地域手当の独自支給に対する特別交付税減額措置の廃止

地財計画とは直接関連しないが、2024年9月10日の松本総務大臣の記者会見で地域手当について国の指定基準を超えて支給した自治体に対する特別交付税の減額措置(いわゆる「特交制裁」)を廃止する

ことが明らかとなった。その背景には2025年4月から実施される地域手当の指定基準の都道府県単位化がある。同基準の広域化において減額措置を適用すると、旧市町村単位の指定基準がこれを上回る自治体では、結果的に減額の対象となり不利益を被るため、その対策として廃止されたと推察される。

(3) 一般行政経費 (45兆5,936億円 4.4%)

◆ 概況

一般行政経費では社会保障、保健衛生、各種行政サービスにかかる運営費、総務費関連などのソフト事業および個別政策を盛り込んだ特別枠が計上されている。総額では45兆5,936億円で、社会保障関連の自然増、こども未来戦略加速化プラン、会計年度任用職員の給与改定、石破内閣の地方創生2.0関連(新規)、デジタル活用推進事業費(新規)などを計上したことにより2020年度以降では最も高い伸び率となった。

このうち補助事業分は26兆5,800億円(5.7%)と2020年度以来の高い伸びとなっている。執筆時点で資料を入手していないため具体的な経費は不明だが、こども未来戦略加速化プランを含む社会保障関係費の増加によるものと推察される。一方、単独事業分(通常分)は15兆8,946億円(3.3%)と会計年度任用職員の給与改定などを反映し最近では比較的高い伸び率である。その他、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は前年度並みに1兆4,990億円、地方創生2.0にもとづく「新しい地方経済・生活環境創生事業費」等の特別枠が合計で1兆6,200億円と前年度を若干下回った。

◆ 2024年給与改定(会計年度任用職員)

既述の人事委員会勧告を踏まえ給与改定分の総額7,651億円のうち1,472億円が会計年度任用職員の給与改定分として単独事業に計上された。

◆ 2025年給与改定に備えた増額

地財計画は年度当初の収支見通しにもとづくため、年度内の個別経費の変動要因については反映されず、毎年度、包括的に計上される「追加需要額」4,200億円に対応することが想定されている。そのため、給与改定にともなう年度内遡及が生じた場合も基本的にこの範囲での対応となる。ただし、2023年度、

2024年度においては久々の給与等のプラス改定となったことと、補正予算において交付税の追加財源が確保されたことからその一部を給与改定分に充当する対応がとられた(2024年度については1.-(1)を参照)。

そうしたなかで2025年度地財計画では、年度内の給与改定を見越して一般行政経費の単独事業分に「給与改善費」として2,000億円を計上することになった。これは昨年度の給与改定分が追加需要額を超えたことを踏まえ事前に計上したものであり、会計年度任用職員だけでなく職員全般のプラス改定見込みを反映させたものである。

◆ 行政サービスにかかる物価高騰対策

近年の原油価格の高騰にともなう公共施設の光熱費の上昇や人件費上昇にともなう行政サービスの委託料の引き上げなどを踏まえ、2023年度から物価上昇分が加算されている。2025年度は300億円増額され1,000億円が計上された。このうち光熱費高騰対策として400億円、ごみ収集や学校給食などのサービス・施設管理等の委託料上昇対策として600億円を積算している。なお、交付税算定では単位費用の引き上げにより反映する。

◆ デジタル活用推進事業費(新設)

デジタル活用推進計画にもとづく自治体DX、地域社会DXの取組推進のため、事業期間を5年間とするシステム導入や情報通信機器等の整備等の事業費1,000億円が新設された。これは各種設備投資の90%に地方債を充当し、その元利償還金の交付税措置率は50%である。これは昨年末の地方財政審議会の意見書を踏まえたもので、ソフト事業が中心の一般行政経費に起債事業が盛り込まれるのは極めて珍しいことである。なお、同項目はあくまで初期投資への財源対策であり、今後は同事業の維持管理費等について地財計画に盛り込んでいく必要がある。

◆ 新しい地方経済・生活環境創生事業費(特別枠)

安倍内閣の地方創生推進を皮切りに2015年度以降、一般行政経費には単独事業の特別枠が計上されており、新年度は岸田内閣におけるデジタル田園都市国家構想事業費の枠を引き継ぎ、新たに石破内閣が掲げる地方創生2.0を受けて「新しい地方経済・生活

環境創生事業費」が創設された。総額は昨年度から500億円少ない1兆2,000億円でその内訳は従来の項目を引き継ぎ、地方創生推進費1兆円を維持し、地域デジタル社会推進費については昨年度までのマイナンバーカード利活用事業500億円が終了したため2,000億円が計上されている。

これらの特別枠は交付税算定では引き続き「地域の元気創造事業費」と「人口減少等特別対策事業費」という項目で算定され、一部算定内容の見直しが予想されるが抜本的な見直しはない見込みである。

◆ 地域社会再生事業費（特別枠）

2020年度に創設された同項目は「地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い市セクに自主的・主体的に取り組む」目的から創設され、もっぱら人口減少社会の財政需要を包括的に計上したものととして注目される。計画では昨年度同額の4,200億円が計上されている。

（4） 公債費（10兆7,259億円 ▲1.5%）

公債費は4年連続で前年度比マイナスとなっており、中長期的な傾向をみても減少基調にある。計画ベースの内訳は不明であるが、直近の交付税算定における公債費の内訳を参照すると臨財償還費が最も多く、次いで財源対策債、合併特例債、過疎対策事業債などが上位を占めている。

（5） 維持補修費（1兆5,525億円 1.0%）

維持補修費は額としては比較的小さいものの、自然災害の多発化や老朽化対策などを背景に2012年度以来、着実に増加傾向が続いている。同項目の内訳である緊急浚渫推進事業費は水害防止を目的に河川等の浚渫事業費を計上したもので、事業期間を区切って同推進事業債の発行を可能とするもので（充当率100%）、元利償還金の交付税措置率は70%となっている。同事業は2025年度から5年間にわたり期間が延長され、さらに対象事業として農業用排水路の浚渫を加えた。

（6） 投資的経費（12兆1,103億円 1.0%）

◆ 概況

総額では直轄・補助事業が増加したことにより昨年度を約1,000億円上回り、伸び率でも2020年度以降で最も高くなった。単独事業はほぼ同額の6兆3,637億円だが、公共施設等適正管理推進費の増額や災害・減災等の対象事業の拡大など中身の充実が図られた。

◆ 緊急防災・減災事業費および緊急自然災害防止事業費

単独事業の内訳に位置付けられる両事業の金額は変わらないが、緊急防災・減災事業については緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備や移動式燃料給油機の整備などが起債対象事業となった。また、緊急自然災害防止事業費については積雪寒冷特別地域の道路舗装の基層および路盤整備が起債対象事業となった。いずれも事業期間は2021～2025年度、各事業債は充当率100%で元利償還金の交付税措置率は70%である。

◆ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の大量の更新時期を迎えることから、2014年4月22日付けの総務大臣通知を踏まえ、各自治体では公共施設等総合管理計画や個別計画を策定し、長寿命化や機能転換、複合化・集約化などに取り組んでおり、2021年度には総務省通知を踏まえた計画見直しが行われ第二期に入っている。現在は2022年度から2026年度を事業期間として集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化の各事業について、公共施設等適正管理推進事業債が発行可能（充当率90%）で、元利償還金の30～50%⁽⁴⁾を交付税措置する財政支援がある。

2025年度は同事業債の対象となる除却事業のうち、集約化・複合化した施設の供用開始後5年以内の事業について元利償還金の交付税補てんの対象となり、交付税措置率は50%である。また、集約化・複合化へ向けた協議会の開催や住民向け広報などに要する経費について特別交付税の対象となった。

(4) 集約化・複合化については50%、その他は財政力に応じて措置率が異なる

(7) 公営企業繰出金（2兆2,787億円 ▲1.7%）

— 給与改定の反映

公営企業繰出金はその半分を占める公営企業債償還費の普通会計負担分の減少が主な要因となって昨年度を下回った。そのほか、同経費には病院や下水道等の各地方公営企業の人件費相当（常勤および会計年度任用職員）の繰出分が含まれており、7,651億円とは別に今回の給与改定分が計上されていることに留意する必要がある。自治体によっては公営企業等の厳しい経営を理由に人件費を抑制するところも散見されるが、関係者は給与改定が財源保障の対象となっていることを踏まえて対応する必要がある。

なお、同繰出金における給与改正分の反映については、地財計画資料や「留意事項」などを参照しても言及されていない。「地方団体の毎年度の財政運営の指針」という地財計画の役割を踏まえれば、丁寧な記述が求められる。

(8) その他事業

その他事業ベースでみると社会保障・税一体改革による社会保障の充実分が前年度とほぼ同額の2兆7,986億円、社会保障4経費にかかる公経済負担増分の事業費も前年度同額の6,297億円、幼児教育の無償化や高等教育の無償化などの人づくり革命の事業費は高等教育の無償化の増額等により1兆6,983億円と前年度を500億円弱上回っている。なお、社会保障の充実分は消費増税分の1%相当を充当することとされているが、この間の消費税増収にもかかわらず前者2つの経費が同額であるのは不可解である。

注目される事業としては人への投資にかかわるものがあげられる。都道府県における市町村支援のデジタル人材の確保では、デジタル専門人材の確保が

困難な小規模市町村と都道府県が連携して人材プールを構築する事業が創設されており、都道府県の支援人員の経費に関する交付税算定を従来の特別交付税から普通交付税に移行させ全国的な事業に位置付けた。また、過疎地域などで活動する人材育成として「地域活性化起業人」制度について既存の企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、個人が副業として参画する方式（副業型）についても特別交付税の交付対象とする。地域おこし協力隊では報償費等の引き上げ（280万円／人から320万円／人）について同交付対象とする。

地方公務員についても人材育成や確保を推進するため、当該市町村や都道府県による市町村職員向けの新たな政策課題等に関する研修費について特別交付税の交付対象とすることなどがあげられる。

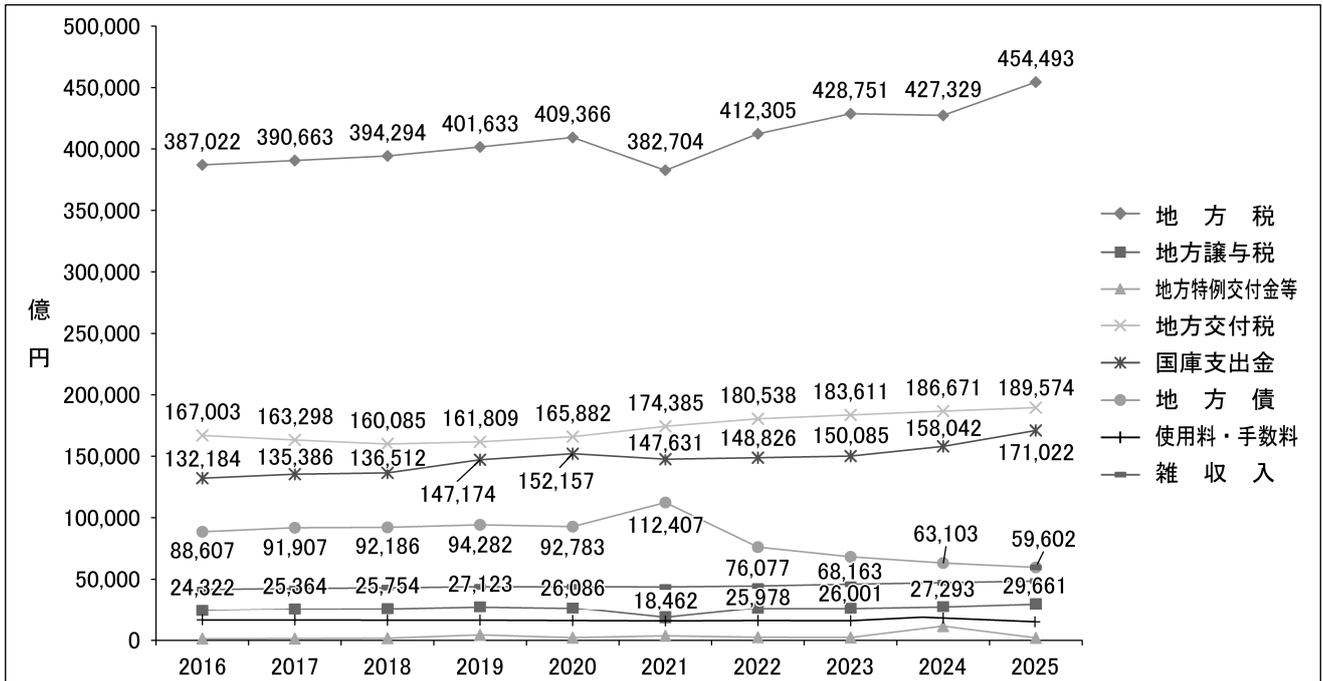
5. 歳入の特徴

(1) 概況

図表4は過去10年間の歳入の推移を項目別にみたものである。

地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源の主要項目は安定的に推移しており、2023年度以降は上記3項目すべてが増加している。とりわけ地方税は2021年度のコロナ禍の過小見積もりや2024年度の定額減税といった特殊事情を踏まえると実質的には過去10年間増加傾向が続いている。地方債は一般財源の主要項目の動向に応じた動きとなっており、過去4年間は臨財債の発行抑制により減少に転じている。国庫支出金は社会保障関連を中心に増加傾向にあり、2024年度以降は子育て施策の充実により急増したとみられる。

図表4 地財計画の歳入の推移



(資料) 図表2と同じ

(2) 地方税 (45兆4,493億円 6.4%)

昨年度の個人住民税の定額減税の反動に加え、政府経済見通しでは年末の総合経済対策を梃子に名目GDP成長率2.7%を見込んでいる。これを元に賃上げ、物価高、堅調な企業業績などを折り込み地方税について過去最高額を見積もっており、伸び率でも2000年度以降で高い水準に位置する。

図表5は主な税目を昨年度と比較したものである。道府県税、市町村税とも個人住民税が二桁台の伸び率であり、定額減税終了の反動と近年の賃上げの効果が表れているものと推察される。なお、2025年度

税制改正大綱では、いわゆる103万円の壁の引き上げについて個人住民税は給与所得控除の55万円から65万円への引き上げ等が明記された。通常国会における関連法案の審議の行方によっては、さらに引き上げられる可能性もあるが、いずれにしても2026年度からの実施のため2025年度における影響はない。

税目別に増収額が1,000億円単位となっているのは個人住民税のほか、株式等譲渡所得割、事業税、地方消費税、固定資産税であり裾野の広い増収増が見込まれている。

図表5 2025年度の地方税当初見込額

		(億円)			
		2024	2025	対2024年度増減	伸び率
道府県税	道府県民税個人分	43,967	49,722	5,755	13.1%
	道府県民税法人分	3,576	3,630	54	1.5%
	利子割	197	449	252	127.9%
	配当割	2,267	2,684	417	18.4%
	株式等譲渡所得割	2,580	4,400	1,820	70.5%
	事業税	50,735	55,228	4,493	8.9%
	地方消費税	64,004	65,227	1,223	1.9%
	自動車税	16,531	16,551	20	0.1%
	その他	15,441	15,127	-314	-2.0%
	道府県税計	199,298	213,018	13,720	6.9%
	市町村税	市町村民税個人分	81,313	91,995	10,682
市町村民税法人分		16,946	17,036	90	0.5%
固定資産税		98,945	101,240	2,295	2.3%
都市計画税		14,218	14,387	169	1.2%
その他		16,689	16,817	128	0.8%
市町村税計		228,111	241,475	13,364	5.9%
地方税計	427,409	454,493	27,084	6.3%	

(注) 2024年度の合計額は東日本大震災分80億円を含むため地財計画と一致しない

(資料) 地財計画関連資料より作成

(3) 地方譲与税 (2兆9,661億円 8.7%)

地方譲与税は国税として課税し、その一部または全部を一定の基準で自治体に配分するもので、このうち特別法人事業税が2兆3,470億円と前年度を2,284億円上回ったことにより全体として高い伸び率となった。また、森林環境譲与税はその財源となる国税森林環境税の課税が2024年度から開始されるなかで微増となっている。国税森林環境税は個人住民税均等割に1,000円を上乗せして課税することから、賃上げにともない均等割対象となる納税者が増えることで、ある程度の伸びしろが見込まれる。

(4) 地方特例交付金等 (1,936億円 ▲82.9%)

昨年度の定額減税の減収分の補てん措置が終了したため、住宅ローン減税による個人住民税の減収補てん分のみとなり減少した。

(5) 地方交付税 (18兆9,574億円 1.6%)

交付税総額は7年連続で前年度を上回っており、2000年度以降では2002年度に次ぐ水準となっている。ただし、当時は大幅な財源不足での総額確保であったことからすれば、現在は財政健全化のもとで望ましい総額確保といえるだろう。

図表6は交付税総額確保の状況を昨年度と比較し

たものである。表は交付税法定率分の内訳とその合計額(A)、一般会計および交付税特会の加減内容(B)、その差引により決定する交付税総額(C)という構成になっている。

まず、法定率分計をみると2025年度は21兆6,995億円と所得税の定額減税の終了の反動もあって前年度比で13.4%と大幅に伸びている。また、法定率分だけで20兆円を超えたのは今回が初めてである。税目別にみると酒税を除き前年度を上回っており、このうち一般会計から繰り入れられる所得税から消費税までの4税で19兆円を超えており、交付税特会に直入される地方法人税分は事実上交付税特会借入の繰り上げ償還に回す余地が生じたことになる。各加算・減算の内容は以下の通りである。

◆ 国税減額補正精算分等 (▲7,303億円)

交付税の法定率分の国税決算が当初見込みを下回った場合、その相当額を分割して後年度の交付税総額から差し引くのが国税減額補正精算分等である。2025年度は繰り上げ精算を含め7,303億円が控除された。

◆ 既往法定分 (929億円 再掲)

既述の通り1995年度の公共事業等臨時特例債の利子負担額等および2017年度税制改正による配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減

図表6 交付税総額確保の内容

		(億円)				
法定率分の内訳	法定5税	法定率%	2024	2025	前年度地財計画との比較	
					増減	伸び率
	所得税	33.1	59,266	77,080	17,814	23.1%
	法人税	33.1	56,422	63,701	7,279	11.4%
	酒税	50	6,045	5,870	-175	-3.0%
	消費税	19.5	46,455	48,571	2,116	4.4%
	地方法人税	100	19,750	21,773	2,023	9.3%
	(A) 法定率分計		187,938	216,995	29,057	13.4%
(B) 加算減算等	国税減額補正精算分等		-5,133	-7,303		
	法定加算(既往法定分)		3,488	929		
	交付税特別会計借入金償還		-5,000	-28,000		
	交付税特別会計借入金支払利子		-1,965	-2,270		
	交付税特別会計剰余金活用		500	400		
	公庫債権金利変動準備金活用		2,000	2,000		
	前年度からの繰越金		4,843	6,822		
	返還金				2	
	(C) 交付税総額		186,671	189,574		

(注) 法定率分の合計は国税減額補正精算分などの控除前の単純計である

(資料) 2025年度地財計画および政府予算資料より作成

取補てん分の加算である。

◆ 交付税特会借入金償還 (▲2兆8,000億円)

過去の地財対策では交付税特会で直接借り入れて交付税を加算する措置が講じられたことがあり、その残高は2024年度末で30兆円弱に上る。現在、償還計画にしたがって段階的に増額しつつ交付税総額から控除しており、2029年度以降は毎年度1兆円の償還を予定している。2025年度は計画上の6,000億円に加え、過去に償還を繰り延べた分の一部2兆2,000億円を含め2兆8,000億円の償還に充てた。これにより借入残高の圧縮は大幅に進んだ。

◆ 交付税特会借入金支払利子 (▲2,270億円)

交付税特会借入金の残高は短期借り換えのため毎年度支払利子が発生し、相当額が交付税総額から控除される。2025年度は2,270億円と昨年度を上回っている。これは財務省の毎年度の想定金利が引き上げられたことが要因の一つとなっている。全般的に金利上昇の兆しがあることから今後も地財対策において注視する点である。

◆ 交付税特会剰余金活用 (400億円 再掲)

交付税特会借入金の予算上の利払費と実際の額の差分を活用した加算措置である。

◆ 公庫債権金利変動準備金活用 (2,000億円 再掲)

地方公共団体金融機構が有する公庫債権金利変動準備金の不用額を活用して、2,000億円を加算した。2024年度の補正予算のところで述べたように、同年度の準備金の活用を見送ったことから、2025年度に繰り延べて活用した。近年、金利上昇の兆しがうかがわれるなかでは、今後、同剰余金の追加的な活用は厳しいものと予想される。

◆ 前年度からの繰越金 (6,822億円)

2024年度補正予算で述べた交付税の法定率上振れ分のうち、翌年度に繰り延べた分を加算した。繰越額としては昨年度を上回っている。

◆ 基準財政需要額・基準財政収入額の見通し

新年度の地財計画を受けた交付税算定の見通しについては、基準財政需要額のうち個別算定経費(地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費、事業費補正を除く)が道府県分、市町村分でそれぞれ約2.0%増、包括算定経費は道府県分で約3.5%増、市町村分で約6.5%増と包括算定経費が高い伸びとなっている。

いずれも給与改定分(2024年度分および2025年度給与改定費)の算定が反映されており、基準財政需

要額では常勤職員、会計年度任用職員ともに職務に応じて関連項目または包括算定経費の単位費用等に加算される見通しである。また、公共施設等に関する物価高騰対策については包括算定経費で一括算定される。

一方、基準財政収入額の伸び率は示されていないが、道府県分では道府県民税所得割、法人事業税、特別法人事業譲与税の増、市町村分では市町村民税所得割、地方消費税交付金の増が見込まれている。

◆ 国庫支出金（17兆1,022億円）

国庫支出金は社会保障関係費の増加などにより8.2%と2011年度以降で最も高い伸び率となった。

◆ 地方債（5兆9,602億円 ▲5.5%）

地方債は臨財債の発行がなくなったことにより大幅な減少となった。その他で前年度を下回ったのは旧合併特例債2,500億円（▲34.2%）である。一方前年度を上回った主な項目は学校教育施設等整備事業債2,670億円（26.0%）、一般廃棄物処理事業債1,603億円（27.8%）、公共施設等適正管理事業債4,500億円（4.2%）、デジタル活用推進費事業債900億円（皆増）、辺地及び過疎対策事業債6,490億円（3.5%）などがあげられる。

◆ その他 使用料・手数料、雑収入

使用料・手数料や雑収入は実績等を踏まえて包括的に見積もっており、使用料・手数料は前年度を下回る1兆5,560億円（▲0.4%）、雑収入は4兆8,496億円（2.8%）と伸びている。

結 び

2025年度の地財計画は収支および一般財源総額の大幅な伸張と各種債務の圧縮を両立させ、財源不足も減少傾向を維持しており、財源保障の望ましい姿に近づきつつある点で評価できる。とりわけ臨財債の発行が解消されたことは、自治体が交付税の一部を借金で立て替える将来債務のリスクを低減させることから、近年の長期金利上昇下にあってしかるべきタイミングといえる。各自治体の臨財債の発行可能額は、算定上、財政力の高い都市部の割合を高くしているため、特に大都市の債務残高の抑制に寄与する。

歳出では2024年各人事委員会勧告の給与改定の反映にとどまらず、2025年度の改定を見据えた対策が講じられたことは、新年度における各自治体の給与引き上げを促す指針としての役割を果たしている。これらを踏まえて各自治体が会計年度任用職員や公営企業の職員等を含めた一連の給与改定にどのように対応するかが注目される。

その他、昨年度に引き続き、積極的な人への投資も注目される。資料を参照すると都道府県における市町村支援デジタル人材確保や地域おこし協力隊などに対する交付税措置の拡充なども多岐にわたり行われており、自治体現場における制度の活用が期待される。

一般行政経費は社会保障関係を中心に例年通り補助事業が伸びているのに加え、特別枠を除く単独事業の伸び率も高かった。ただし、後述するように実質的な充実は限定的である。

投資的経費では総額で見ると微増にとどまっているが、防災・減災、CO2対策、公共施設等のマネジメントなどにわたり、対象事業の拡充が図られ質の向上が年々進んでいる。

以上のように地財計画は規模、その内容とも全般的に上げ潮感がみられるが、冷静に見ると収支ともに物価上昇等にともない名目値で底上げされた効果が大きく、財源保障の内容が拡充したという評価には慎重にならざるを得ない。

まず、歳入では物価上昇や円安を背景に地方税や交付税財源を名目値で押し上げており、本文で述べた各債務残高の圧縮の余剰財源をもたらしている。一方で歳出の増加の中心は給与改定、公共サービス等の光熱費や委託料拡充、公立病院等の建設単価の引き上げなど、大きく捉えれば物価上昇分の自然増が寄与しており財源保障の充実というよりも必要不可欠な経費増を反映したという見方ができるだろう。

また、物価上昇の影響を反映したものだとしても、新年度の地財計画が物価高における標準的行政水準の見込額として十分なものとなっているかについて慎重に評価すべきだろう。たとえば本文で言及した社会保障・税一体改革にともなう社会保障充実分が前年度と同額にとどまっていることや投資的経費の各種事業費がほぼ前年度並みであることなど、事業

の重要性を鑑みると検証の余地がある。また、各種報道によれば⁽⁵⁾物価高にともなう生活困窮者の相談が増加傾向にあるなど、物価高がもたらす追加的な自治体政策の経費増などについて、地財計画にどの程度反映されたのか不明である。もちろん、標準的行政経費としてどこまで反映させるかについては議論の余地はあるが、いずれにしても各自治体は近年の物価高における財政需要の影響を検証し、必要に応じて地方自治法第99条（地方議会の国会への意見提出権）や地方交付税法第17条の4（交付税算定に関する総務大臣への意見申し出権）、あるいは六団体による意見集約などを通じて、地財計画や交付税算定への反映を国に求めていく必要がある。

最後に地財計画の今後の展望についてポイントをあげて本稿を結ぶ。

◆ 一般財源総額実質同水準ルールの再検討

2011年度から運用が始まった一般財源総額実質同水準ルール（以下「同水準ルール」と呼ぶ）は、当時、リーマンショックにともなう財政危機のなかで、国・地方を通じた財政健全化（プライマリーバランスの黒字化）を目指し、かつ地方財政の中期的な安定を図ることを目的として一般財源総額を保障してきた。もちろんこのルールは完全な上限値ではなく、地方創生や社会保障等の増加にともない一般財源総額の充実が図られてきたが、この間、主に増加の一途をたどっているのは一般行政経費の補助事業が中心で、単独事業は抑制されてきた。これは見方を変えれば同水準ルールのもとで国庫負担事業の裏負担に一般財源が充てられ、本来財源の自由度を保障する単独事業の一般財源の伸びが侵食されているということである。こうした状況でさらに物価高が単独事業の一般財源負担を押し上げる可能性があり、事実上、こうした単独事業を抑制するかたちでの同水準ルールの運用は限界にきていると考えられる。地財計画における財政健全化が進展するなかで、改めて一般財源総額の水準確保のあり方を問い直す必要がある。

◆ 特別枠のあり方

安倍内閣の地方創生以来、一般行政経費の単独事

業の特別枠として1兆円台の経費枠が設定され、時の政権の政策の受け皿として、これまで「まち・ひと・しごと創生事業費」（2015～2022）「デジタル田園都市国家構想事業費」（2023～2024）「新しい地方経済・生活環境創生事業費」（2025～）と引き継がれてきた。この間の交付税の算定では基準財政需要額の項目名や基本的な算定式を存置した上で、その補正係数の算定内容が適宜見直され現在にいたっている。あくまで臨時的な経費であるものの1兆円台の規模が条件不利地域を中心に自治体の一般財源確保に重要な役割を果たしているのは事実である。ただし、条件不利地域に配慮した算定となっているのは、地方創生以来、地方圏を重視する政策が結果的に継承されているに過ぎず、この特別枠が恒久化される保障は全くない。

地方交付税の安定性や財源保障の予見可能性等の観点からすれば、通常的一般行政経費の単独事業などに振り替えていくことが望ましく、これによって交付税算定における条件不利地域の財政需要が十分反映できないのであれば、人口減少社会における自治体の財政需要を研究した上で、新たな恒久的項目を創設することも必要である。

◆ 103万円の壁と地方交付税

地財対策で述べたように「103万円の壁」の引き上げにともなう交付税原資（所得税）の減収分2,000億円は、物価調整分として、減収補てんは講じられなかった。なおも少数与党のもとで税制改正関連法の行方は不透明であり、さらなる壁の引き上げによる財源不足の見込みについて地財対策が講じられることも予想される。その場合、長年の地方の財政健全化努力を踏まえると臨財債発行は許容されるものではない。また、交付税が地方固有の財源（2005年2月15日小泉首相答弁）であることを踏まえると、壁の引き上げによる交付税の減収は地方固有の財源を毀損することになり、一時的な財源補てんや税収増で還元されるものではない。その意味からすれば今回の2,000億円の減収分も法定率の引き上げを含む恒久的な財源補てん策がとられるべきであったと考える。与野党の税制改正における議論で

(5) KHB東日本放送（2024年8月28日）、朝日新聞デジタル（2025年1月17日）など

地方財政制度が看過されている点を憂慮する。
今次通常国会における税制改正関連法や新年度予算の審議では、与野党が地方財政をめぐりどのよう

な認識をもって議論を展開するのか、大いに注目される。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所副所長)

キーワード：103万円の壁／新しい地方経済・生活環境創生事業費／デジタル活用推進事業費／臨時財政対策債／給与改善費

【参考文献】

- 小西砂千夫『地方財政学 ― 機能・制度・歴史』有斐閣、2022
小西砂千夫『地方財政改革の現代史』有斐閣、2020
飛田博史「2025年度地財計画と地方財政」『月刊自治研』2025年2月号
飛田博史「2024年度地方財政計画について」『自治総研』2024年3月号

<資料1> (総務省ホームページ資料を掲載、資料2も同じ)

令和7年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和6年12月27日

通常収支分

1 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額(交付団体ベース)を**63.8兆円(対前年度比+1.1兆円)**確保
- ・ 地方交付税総額を**19.0兆円(対前年度比+0.3兆円)**確保

<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源総額(交付団体ベース) (※ 不交付団体を含めた一般財源総額) 	63.8兆円 (67.5兆円)	対前年度比 +1.1兆円 (同 +1.8兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税・地方譲与税 	48.4兆円	同 +3.0兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方特例交付金等 	0.2兆円	同 ▲0.9兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税 	19.0兆円	同 +0.3兆円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時財政対策債 	—	同 皆減

※一般財源総額(交付団体ベース)は「給与改善費(仮称)」計上分を除くと対前年度比+0.9兆円
(注)端数処理のため合計が一致しない場合がある

- ・ いわゆる「103万円の壁」に係る令和7年度の地方交付税の減収影響(0.2兆円)を含めても、上記のとおり適切に地方財源を確保

2 地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、**初めて新規発行額ゼロ**
- ・ 交付税特別会計借入金について、これまで償還を後年度に繰り延べてきたもののうち、令和6年度までの繰延べ分2.2兆円について、令和7年度に償還

3 DX、防災・減災対策の推進

- ・ 自治体DX・地域社会DXを推進するため、「デジタル活用推進事業費(仮称)」(0.1兆円)を創設(地方財政法の特例を設け、地方債の発行を可能とする)
- ・ 緊急浚渫推進事業費について、事業期間を令和11年度まで5年間延長し、令和7年度については0.11兆円(前年度同額)を計上

4 人件費の増加への対応

- ・ 常勤職員・会計年度任用職員に係る給与改定(0.8兆円)及び教職調整額の引上げ(令和7年度:0.01兆円)に必要な財源を確保
- ・ 令和7年度の給与改定に備え、「給与改善費(仮称)」(0.2兆円)を計上

5 物価高への対応

- ・ 自治体施設の光熱費・施設管理の委託料の増加を踏まえ、0.1兆円(前年度比+0.03兆円)を計上

東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

主な歳入歳出の概要

通常収支分 (単位:兆円、%)

区 分		7年度 A	6年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳 入	地方税	45.4	42.7	2.7	6.4
	地方譲与税	3.0	2.7	0.2	8.7
	地方特例交付金等	0.2	1.1	▲ 0.9	▲ 82.9
	地方交付税	19.0	18.7	0.3	1.6
	国庫支出金	17.1	15.8	1.3	8.2
	地方債	6.0	6.3	▲ 0.4	▲ 5.5
	臨時財政対策債	0.0	0.5	▲ 0.5	皆減
	臨時財政対策債以外	6.0	5.9	0.1	1.8
	その他	6.4	6.3	0.1	2.0
	計	97.0	93.6	3.4	3.6
一般財源 (交付団体ベース)		67.5 63.8	65.7 62.7	1.8 1.1	2.8 1.7
歳 出	給与関係経費	21.0	20.2	0.7	3.7
	退職手当以外	19.9	19.2	0.7	3.7
	退職手当	1.1	1.1	0.0	4.0
	一般行政経費	45.6	43.7	1.9	4.4
	補助	26.6	25.1	1.4	5.7
	単独	15.9	15.4	0.5	3.3
	うち デジタル活用推進事業費(仮称)	0.1	0.0	0.1	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	0.6
	新しい地方経済・生活環境創生事業費(仮称)	1.2	1.3	▲ 0.1	▲ 4.0
	うち 地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.25	▲ 0.05	▲ 20.0
	地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	公債費	10.7	10.9	▲ 0.2	▲ 1.5
	維持補修費	1.6	1.5	0.0	1.0
	うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	投資的経費	12.1	12.0	0.1	1.0
	直轄・補助	5.7	5.6	0.1	2.2
	単独	6.4	6.4	0.0	0.0
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	4.2
	うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
	うち 脱炭素化推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
	公営企業繰出金	2.3	2.3	▲ 0.0	▲ 1.7
水準超経費	3.8	3.0	0.8	26.5	
計	97.0	93.6	3.4	3.6	

※ 精査中のものであり、今後、異動する場合があります。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない場合があります。

令和7年度地方財政計画の概要

総務省自治財政局
令和7年2月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

【 I 令和7年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

(1) 地方財政計画の規模	97兆 94億円	((6)93兆6,388億円、+3兆3,707億円、	+3.6%)
(2) 地方一般歳出	81兆2,741億円	((6)78兆4,568億円、+2兆8,173億円、	+3.6%)
(3) 一般財源総額(交付団体ベース)	63兆7,714億円	((6)62兆7,180億円、+1兆 535億円、	+1.7%)
※ 不交付団体を含めた一般財源総額	67兆 5,414億円	((6) 65兆 6,980億円、+1兆 8,435億円、	+2.8%)
(4) 地方交付税の総額	18兆9,574億円	((6)18兆6,671億円、+2,904億円、	+1.6%)
(5) 地方税及び地方譲与税	48兆4,154億円	((6)45兆4,622億円、+2兆9,532億円、	+6.5%)
(6) 地方特例交付金等	1,936億円	((6) 1兆1,320億円、▲9,384億円、	▲82.9%)
(7) 臨時財政対策債	0円	((6) 4,544億円、▲4,544億円、	皆減)
(8) 財源不足額	1兆 929億円	((6) 1兆8,132億円、▲7,203億円、	▲39.7%)

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	871億円	((6) 904億円、	▲33億円、▲3.7%)
② 規模	2,704億円	((6) 2,631億円、	+73億円、+2.8%)
(2) 全国防災事業			
規模	218億円	((6) 250億円、	▲32億円、▲12.8%)

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

- 社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方団体が、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度を上回る額を確保
- 地方財政の健全化に取り組み、臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロ

1 地方財源の確保

○ 一般財源(交付団体ベース)の総額 63兆7,714億円(前年度比 +1兆 535億円、 +1.7%)

※ 不交付団体を含めた一般財源総額 67兆 5,414億円(同 +1兆8,435億円、 +2.8%)

[一般財源比率(臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合) 69.6%(⑥69.7%)]

- ・ 地方税 45兆4,493億円(前年度比 +2兆7,164億円、 +6.4%)
- ・ 地方譲与税 2兆9,661億円(同 +2,368億円、 +8.7%)
- ・ 地方交付税 18兆9,574億円(同 +2,904億円、 +1.6%)
- ・ 地方特例交付金等 1,936億円(同 ▲9,384億円、 ▲82.9%)
- ・ 臨時財政対策債 0円(同 ▲4,544億円、 皆減)

○ 地方債 5兆9,602億円(前年度比 ▲3,501億円、▲5.5%)

- ・ 臨時財政対策債 0円(前年度比 ▲4,544億円、 皆減)
- ・ 臨時財政対策債以外
通常債 5兆9,602億円(同 +1,043億円、 +1.8%)
- ・ 財源対策債 5兆2,002億円(同 +1,043億円、 +2.0%)
7,600億円(同 0億円、 0.0%)

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）②

2 地方交付税の確保

○ 地方交付税(出口ベース) 18兆9,574億円(前年度比 +2,904億円、+1.6%)

＜一般会計＞ 18兆8,848億円(a)

- (1) 地方交付税の法定率分(所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分) 19兆5,222億円
- (2) 一般会計における加算措置(既往法定分) 929億円
- (3) 国税減額補正精算等 ▲7,303億円

＜特別会計＞ 727億円(b)

- (1) 地方法人税の法定率分 2兆1,773億円
- (2) 交付税特別会計借入金償還 ▲2兆8,000億円
- うち令和6年度までの繰延べ分の償還 ▲2兆2,000億円
- (3) 交付税特別会計借入金支払利子 ▲2,270億円
- (4) 交付税特別会計剰余金の活用 400億円
- (5) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 2,000億円
- (6) 令和6年度からの繰越金 6,822億円
- (7) 返還金 2億円

＜地方交付税＞(a)+(b) 18兆9,574億円

(参考) 地方交付税の推移(兆円)

	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗
地方交付税	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.7
								19.0

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）④

5 行政の効率化・地域の課題解決等のためのデジタル投資の推進等 ……P12～P13参照

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、自治体DX・地域社会DXの取組を加速するため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できるデジタル活用推進事業費の発行を可能とする
- 都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プール機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

6 人口減少を踏まえた、公共施設の集約化・複合化の推進 ……P14参照

- 地方団体が、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を、公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)の対象に追加
- 特に取組が十分には進んでいない複数団体による広域的な公共施設の集約化・複合化を円滑に進めるため、特別交付税措置を創設

7 安全・安心な暮らしを実現するための地方独自の防災・減災対策 ……P15～P17参照

- 「緊急浚渫推進事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を延長（地方財政法を改正）
- 「緊急防災・減災事業費」について、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策を対象に追加
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑤

8 持続可能な地域社会の実現に向けた地方創生の取組 ……P18～P20参照

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設するとともに、「地域活性化起業人」「地域おこし協力隊」に係る特別交付税措置を拡充
- 行政サービス等の持続性を確保するため、過疎地に所在する郵便局に窓口事務を委託する市町村について、当該郵便局等に対して行政サービス、住民生活支援サービスを委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設
- 地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、公立高校と産業界等が連携した人材育成の取組に対して特別交付税措置を創設するとともに、公立高校の運営経費に係る普通交付税の算定方法を見直し

9 地方公務員の給与改定等に要する地方財源の確保

- 令和6年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、所要額を計上
 - ・ 給与改定に要する経費(地方負担分) 7,651億円
うち会計年度任用職員分 1,472億円
- 教職調整額の率の引上げに伴う令和7年度の地方負担(113億円)について、全額地方財政計画の歳出に所要額を計上し、必要な財源を確保(→P21参照)
- 令和7年度の給与改定に備え、一般行政経費(単独)に給与改善費(2,000億円)を計上

10 物価高への対応 ……P22参照

- 自治体施設の光熱費や、サービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円(前年度比+300億円)を計上
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑥

11 公立小・中学校体育館の空調設備の光熱費 ……P23参照

- 公立小・中学校の体育館への空調設備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について一般行政経費(単独)に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる

12 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保

- 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和7年度の地方負担の増(2,413億円)について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

13 社会保障の充実及び人づくり革命等

- 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

- ・ 社会保障の充実分の事業費 2兆7,986億円(⑥)2兆7,987億円)
- ・ 社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費 6,297億円(⑥) 6,297億円)
- ・ 人づくり革命に係る事業費 1兆6,983億円(⑥)1兆6,491億円)

14 公立病院の経営改善の取組の推進 ……P24参照

- 計画的に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援するため病院事業債(経営改善推進事業)を創設
- 経営マネジメント力の向上を図るため、総務省と厚生労働省の共同事業として「医療経営人材養成研修」を創設
- 不採算地域やへき地における医療提供体制を確保するため、不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げを継続するとともに、へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置を拡充

令和7年度地方財政計画の概要（通常収支分）⑦

15 新しい地方経済・生活環境創生事業費、地域社会再生事業費

- 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、引き続き1兆円を計上
- 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、2,000億円を計上（マイナンバーカード利活用特別分500億円は終了）
- 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、引き続き4,200億円を計上

16 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

- 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、対象事業を拡充し、新たに、地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）の取組を支援するための専門アドバイザーを派遣

17 公営競技納付金制度の延長

- 公営競技施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化のための公営競技納付金制度について、令和7年度で現行制度の期限が到来することから、現行制度と内容で令和12年度まで延長（地方財政法を改正）
 - ※ 公営競技納付金制度：公営競技施行者で一定の黒字団体が、収益金の一部を地方公共団体金融機構に納付し、機構が地方団体に對する貸付金の利下げに利用

令和7年度地方財政計画の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

○ 震災復興特別交付税の確保

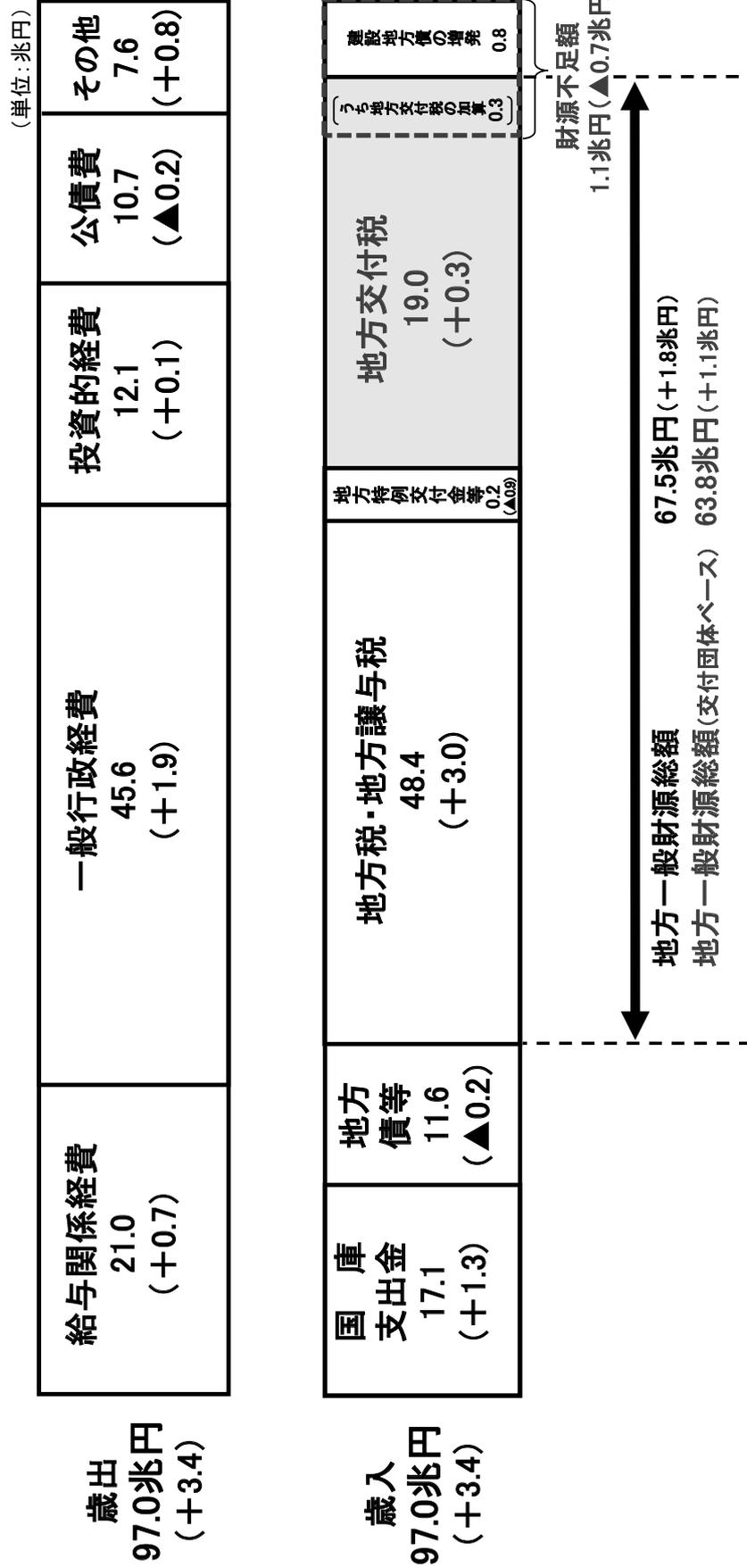
○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

- ・ 震災復興特別交付税 871億円（前年度比▲33億円、▲3.7%）
- ・ 震災復興特別交付税により措置する財政需要
 - ① 直轄・補助事業の地方負担分 579億円（前年度比＋45億円、＋8.4%）
 - ② 地方単独事業分（中長期職員派遣、職員採用、単独災害復旧事業等） 117億円（前年度比 ▲5億円、▲4.1%）
 - ③ 地方税等の減収分 175億円（前年度比 ▲73億円、▲29.4%）

※ 令和7年度の所要額は、871億円であるが、予算額は年度調整分187億円を除いた684億円（令和6年度予算額：611億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和7年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆8,295億円

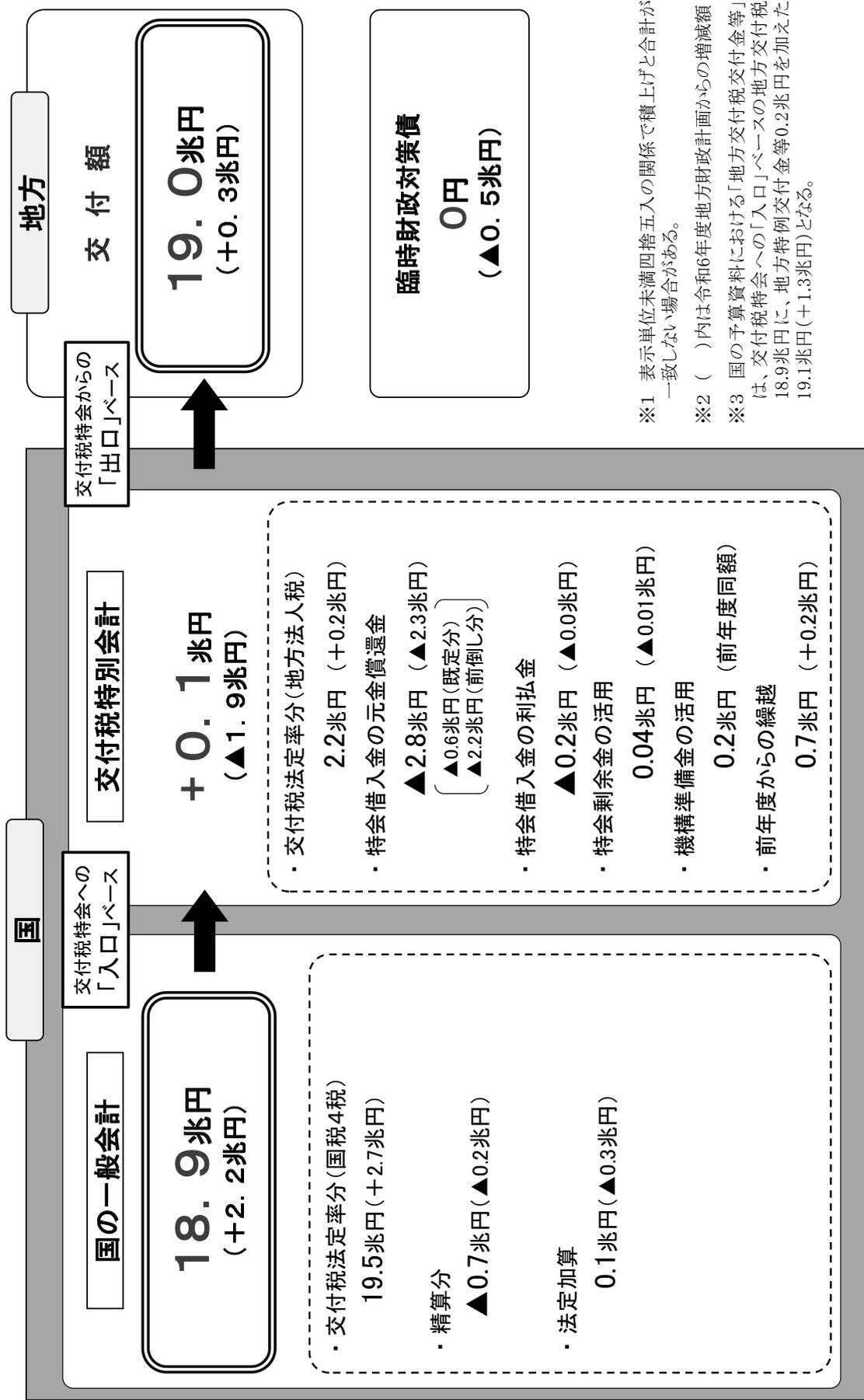
令和7年度 地方財政収支（通常収支分）



注1:表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

注2:()内は令和6年度地方財政計画からの増減額

令和7年度地方交付税の姿



※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 ()内は令和6年度地方財政計画からの増減額は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税18.9兆円に、地方特例交付金等0.2兆円を加えた19.1兆円(+1.3兆円)となる。

デジタル活用推進事業費の創設

○ 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置づけて実施する以下の事業

※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

（地域の課題解決）

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

（書かない窓口）



（インフラ点検用ドローン）



（オンライン診療）



（オンライン申請）



（水道スマートメーター）



（スマート農業）



2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年

交付税措置率（地方単独事業）：50%

※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）

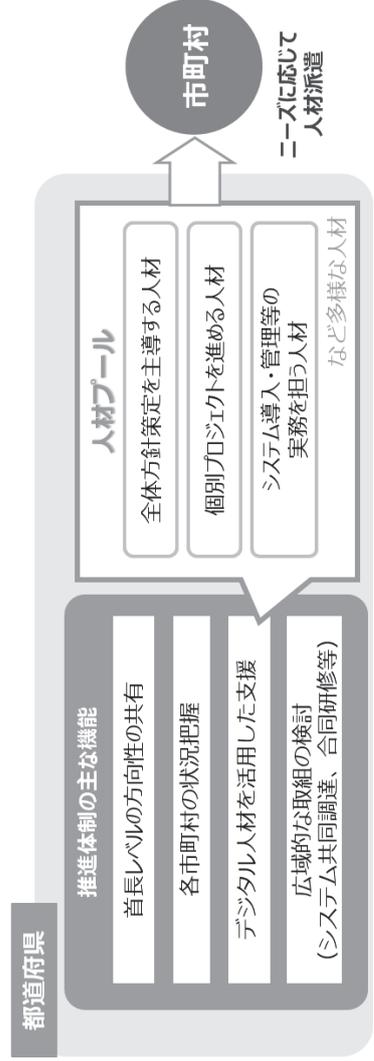
○ 小規模市町村を中心にデジタル人材の確保が難しい中で、令和7年度中に都道府県が市町村と連携して地域DX推進体制を構築し、市町村の求める人材プールの機能を確保できるよう、地方交付税措置を拡充

○ デジタル人材としてのスキル・経験を有し、市町村支援業務を行う常勤職員※について、普通交付税措置

		現行	令和7年度～
常勤職員 (アクセラレータ※)	非常勤職員 業務委託	特別交付税 (措置率0.7)	普通交付税 単価780万円程度×人数
			特別交付税 (措置率0.7) (～R11)

※ 一定の経験・資格を有する者について、総務省が任命し、デジタル庁と連携してスキルアップ等を継続的に支援

○ 今後3年間で都道府県がデジタル人材の確保に集中的に取り組めるよう、募集経費にかかる特別交付税措置（措置率0.7）の上限額を引き上げ（1団体あたり100万円→300万円）（令和7年度～令和9年度）

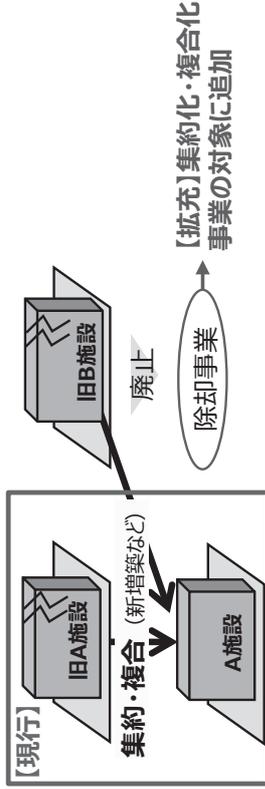


公共施設の集約化・複合化の推進

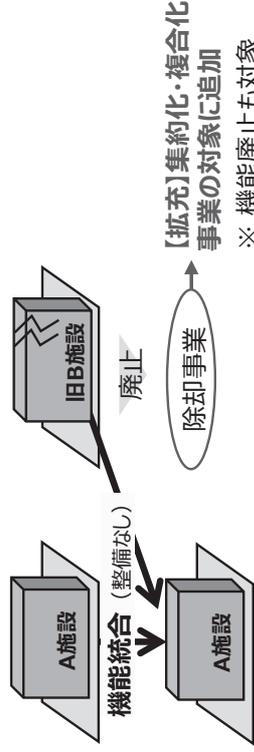
1. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

- 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）について、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業を対象に追加
※地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- 集約化・複合化した施設の供用開始（機能統合等）の場合は供用廃止）から5年以内に除却する施設を対象
※経過措置として、過去に集約化・複合化した施設は5年超経過後も対象

（1）施設の整備を行い、施設を統合する場合



（2）施設の整備を行わず、機能を統合する場合



2. 複数団体による公共施設の集約化・複合化等に係る特別交付税措置の創設

- 公共施設（（2）は公営住宅又は公営企業を除く）を対象に、以下の特別交付税措置を創設

対象経費		特別交付税措置
（1）複数団体による公共施設の集約化・複合化等に向けた調査検討経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析 ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等 	1 団体あたりの措置上限額 500万円 ※ 実際に要した経費の0.5を上限
（2）複数団体による公共施設の集約化・複合化等の円滑化のための経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への広報・説明会の開催 ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 	集約化等1件・1 団体あたりの措置上限額 5,000万円 ※ 実際に要した経費の0.8を上限 ※ 集約化等完了年度を初年度とする5年度間

※専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、複数団体による公共施設の集約化・複合化等の取組を支援

緊急浚渫推進事業費の拡充・延長

- 河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）により、効果的・効率的な水害の未然防止につながっているところであるが、緊急的に浚渫を実施すべき箇所は未だに数多く残っており、浚渫事業の必要性が高い状況が継続している
- このため、「緊急浚渫推進事業費」について、農業用排水路に係る浚渫を対象事業に追加した上で、特例措置の期間を令和11年度まで5年間延長（地方財政法を改正）

1. 対象事業

河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 各施設に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に示した上で、各地方団体において各施設の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

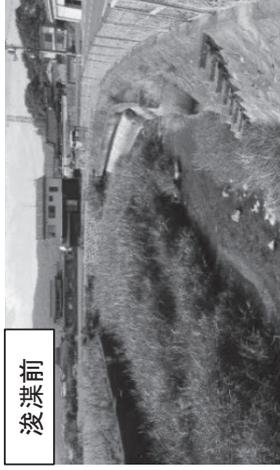
2. 地方財政措置

地方債充当率：100%

元利償還金に対する交付税措置率：70%

3. 事業期間 令和7年度～令和11年度（5年間）

4. 事業費 1,100億円



（参考）緊急浚渫推進事業債 <令和7年度～令和11年度>

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

地方債充当率100%



緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

- 「緊急防災・減災事業費」について、令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、消防・防災力の一層の強化を図るため、対象事業を拡充
- 「緊急自然災害防止対策事業費」について、積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策のうち、基層及び路盤を含む対策を対象に追加

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

- 安全を確保した消火活動のための緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備
- 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
- 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

(参考)緊急防災・減災事業債 <令和3年度～令和7年度>



無人走行放水ロボット

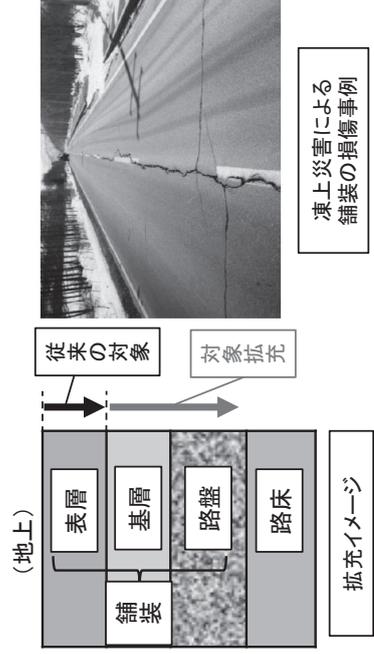
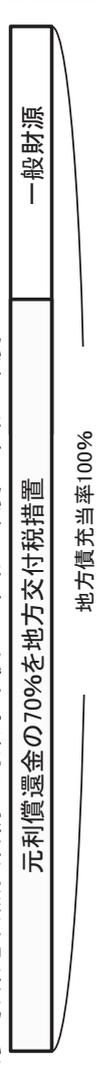


移動式燃料給油機

2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充

- 積雪寒冷特別地域の道路における凍上災害の予防・拡大防止対策については、舗装の表層のみの対策に加えて、基層及び路盤を含む対策にまで対象を拡充

(参考)緊急自然災害防止対策事業債 <令和3年度～令和7年度>



水道等の防災対策の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時の水の確保が極めて重要であることに鑑み、地方団体の水道事業等の防災対策を強化するため、地方財政措置を拡充

1. 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

【事業期間】 令和10年度まで

【対象経費】 水道管路の耐震化事業のうち、通常事業費を超えて実施する事業（上積事業費）

【地方財政措置】 対象経費のうち一定割合※1を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置

※1 経営条件が厳しいこと等の要件を満たす団体は1/2（特別対策分）
それ以外の団体は1/4（一般対策分）

【拡充内容】

- ① 上積事業費の算出方法を、管路更新率を基準とする方法から、事業費を基準とする方法に見直し※2
- ② 特別対策分の対象要件を、家庭用料金及び資本費が全国平均以上の団体に見直し※2（要件を緩和）
- ③ 一般対策分の対象団体に用水供給事業者を追加

※2 ①、②については、令和7年度に限り、令和6年度の基準及び要件を併用

2. 公営企業債（防災対策事業）の創設～発災後の水の確保等への備え～

現行の病院事業債（災害分）を改編のうえ、以下①②の事業を追加（令和10年度まで）し、「公営企業債（防災対策事業）」を創設

- ① 病院事業：災害拠点病院等における給排水管の耐震性能の確保工事
- ② 水道事業：水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備）の整備※3

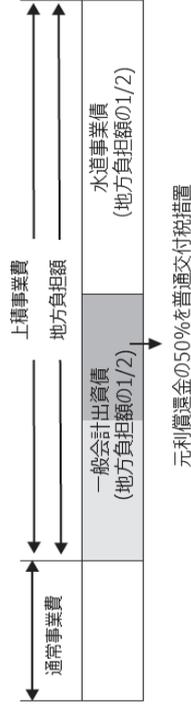
※3 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く

【地方財政措置】

元利償還金の70% ※4を普通交付税措置

※4 国庫補助事業にあつては50%

< 地方財政措置（特別対策分） >

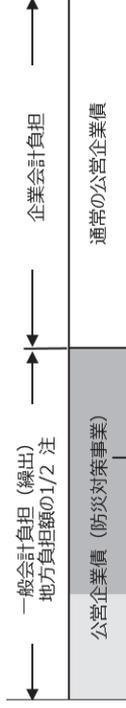


（耐震管の敷設工事）



（給水車）

< 地方財政措置 >



元利償還金の70%を普通交付税措置（補助事業は50%）
注 病院事業は、通常の診療に必要な施設を上回る分（①の工事費全額）

地方への人の流れの創出・拡大、地域経済の好循環による付加価値の創造

- 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、二地域居住・関係人口、地域活性化起業人、地域おこし協力隊、大学等と連携した地域課題解決に係る特別交付税措置を創設・拡充
- 地域の経済循環を促進するため、事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設

1. 二地域居住・関係人口に係る特別交付税措置の創設

- 二地域居住・関係人口の取組に係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 相談窓口の設置、情報発信、二地域居住体験、副業・兼業支援、居住支援、コーデイネーターの設置等

2. 「地域活性化起業人」の拡充

- 企業退職後のシニア層の活用も可能とする「地域活性化シニア起業人」を創設(上限200万円/人)
- 三大都市圏外の指定都市・中核市・県庁所在市に所在する企業の社員等も対象に追加
- 受入れに要する経費(企業派遣型)の上限を引上げ(560万円⇒590万円/人)

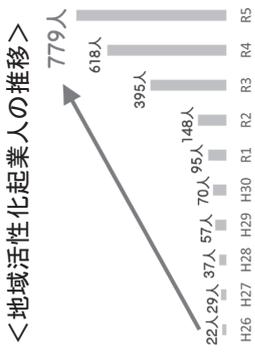
3. 「地域おこし協力隊」の拡充

- 地域おこし協力隊員の募集・活動に要する経費の上限を引上げ
 - ・募集等に要する経費 300万円⇒350万円/団体
 - ・報償費等に要する経費 320万円⇒350万円/人
- JET終了者がJETの活動地域と同じ地域で地域おこし協力隊に就任できるよう地域要件を緩和

令和5年度	7,200人
令和8年度 目標	10,000人

↑ 2,800人増

<地域おこし協力隊員数>



4. 「ふるさとミライカレッジ」に係る特別交付税措置の創設

- 大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクトに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] 計画策定、滞在場所の確保、コーデイネーターの設置、プロジェクト実施等

5. 事業承継人材等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置の創設

- 地域の事業承継人材、企業経営人材、若者・女性・シニア等と地域企業とのマッチングに係る特別交付税措置を創設(措置率0.5)
[対象] セミナー開催、コーデイネーターの設置、マッチングシステム構築、トライアル勤務への支援等

※既存の特別交付税措置を改組

人口減少地域の郵便局等を活用した行政サービス等の確保の推進

- 人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、市町村においては住民窓口機能をはじめとしたサービスの持続性が課題となっている
- 過疎地における行政サービス等の持続性を確保するため、市町村が窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスを郵便局等に委託する際の初期経費に係る特別交付税措置を創設

1. 対象自治体

郵便局事務取扱法等※¹に基づき、戸籍謄本等公的証明書の交付事務等を過疎地※²に所在する郵便局等に委託する市町村

※¹ 公共サービス改革法第34条に基づく委託も含む

※² 日本郵便株式会社法施行規則第4条第4項第3号（離島、奄美、小笠原、半島、過疎地域、沖縄離島）

2. 対象経費

窓口業務を含む行政サービス、住民生活支援サービスの委託に伴う初期経費

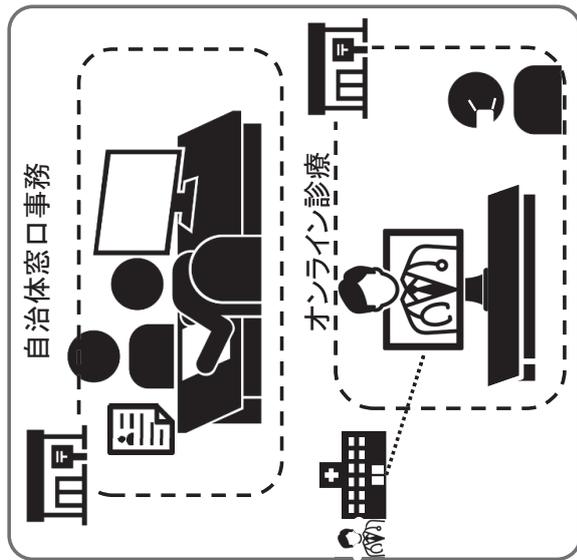
※ 別に財政措置されているものを除く

（具体的な対象事業の範囲（例））

- 行政サービス（市町村への申請サポート、オンライン相談等）
システム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費、広報経費
- 住民生活支援サービス
 - ・ 買い物支援のためのシステム整備費、備品購入費、広報経費
 - ・ オンライン診療のためのシステム整備費、回線・機器整備費、レイアウト変更経費

3. 地方財政措置

特別交付税措置（措置率0.5）



公立高校における地域の担い手の確保・育成の推進

○ 人口減少が進む中で、地域産業や地域の課題解決の担い手を確保・育成することが重要であり、地域のニーズや時代の変化に対応した高校教育を推進するため、地方財政措置を創設・見直し

1. 公立高校と産業界等との連携の推進

○ 公立高校を中核として産業界等と連携して実施する人材育成の取組に対し、特別交付税措置を創設

(1) 都道府県等(学校設置者)が、地域の産業界との連携協定等に基づいて実施する、学科の新設・再編等に要する経費

対象経費 : 学科や科目の新設等に伴う備品購入、教員研修など(初期経費)

事業費上限 : 5,000万円/校

措置率 : 0.5(財政力補正あり)

(2) 市町村が、地域の公立高校との協定等に基づいて実施する、産業界等と連携した地域に必要な人材の育成に要する経費

対象経費 : コーディネーターの配置、地元企業による講座、就業体験、フィールドワークなど(生徒・保護者に対する給付を除く)

事業費上限 : 500万円/校

措置率 : 0.5(財政力補正あり)

2. 地域のニーズや時代の変化に対応した高校運営経費に対する財政措置の見直し

○ 県立高校の運営経費に対する普通交付税措置(R6年度:1,100億円程度)について、地域のニーズや時代の変化に対応して学科の新設・再編等を行う場合に適切に財政措置を行う観点から、学科の種類に応じた算定に見直し(種別補正の創設)

【現在の算定】

生徒一人当たり単価 × 生徒数

【見直し後】

普通科、専門学科、総合学科の種類ごとに単価を設定

専門学科・・・農業、工業、情報など職業教育を主とする学科
総合学科・・・普通科及び専門学科の中から自分で科目を選択し学ぶ学科

教師の処遇改善（教職調整額の引上げ等）

- 教師に優れた人材を確保するため、働き方改革の一層の推進、学校の指導・運営体制の充実とあわせて教師の処遇改善を図る（文部科学省は関連法案を通常国会に提出予定）
- このために必要な経費について、全額地方財政計画の歳出に計上し、財源を確保

教職調整額（現行：給料の4%）の引上げ

- 教職調整額の率を令和12年度までに10%に引き上げることとし、令和8年1月から5%に引き上げる
 - ・ 教職調整額の引上げの対象者は、公立の小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校等の教師

<影響額>

	令和7年度（初年度）		平年度（10%引上げ後）	
	国	地方	国	地方
義務教育	21億円	79億円	711億円	2,067億円
高等学校	—	34億円	—	941億円
合計	21億円	113億円	711億円	3,009億円
		計		計
		100億円		2,778億円
		34億円		941億円
		135億円		3,720億円

（注）平年度の影響額については現時点での試算であり、教員数や給与水準により変動が生じうる。

- ・ 教職調整額の引上げとあわせ、管理職（校長・教頭等）の本給を改善

※ このほか、職責や業務負担に応じた給与とする観点から、学級担任への手当の加算（月額3,000円）等を行うとともに、他の教員特有の給与について見直しを実施

物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(52.0万円 ⇒ 59.0万円)
 - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
(46.8万円 ⇒ 50.1万円)

※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用

学校体育館の空調設備の光熱費

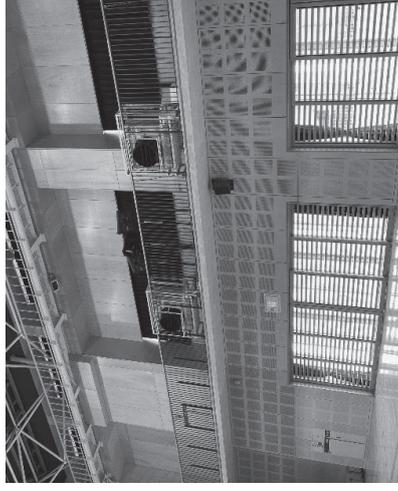
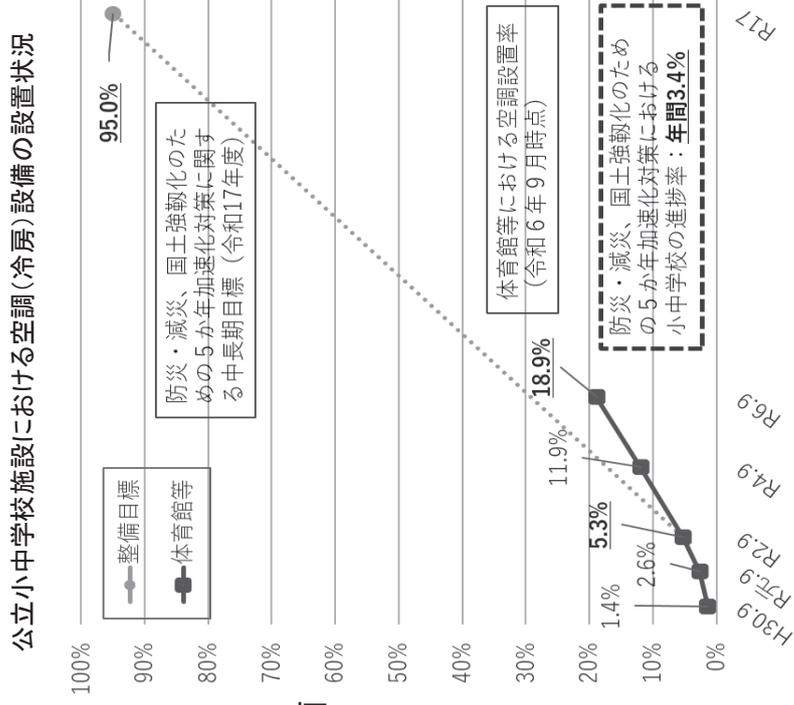
○ 公立小・中学校の体育館への空調整備が進められていることを踏まえ、体育館の空調設備の光熱費について
地方交付税措置を講じる

1. 現状

○ 公立小・中学校の体育館への空調設備の設置率は令和6年9月
時点で18.9%であり、今後更に進捗していく見込み

2. 地方財政措置

○ 体育館の空調設備の光熱費について、令和7年度の地方財政計画
(一般行政経費(単独))に29億円を計上し、地方交付税措置を講じる



災害時にも利用可能な学校体育館の空調設備

地域医療提供体制の確保

○ 地域医療提供体制を確保するため、新たな資金繰り支援等、以下の取組を行う

1. 病院事業の経営改善の促進と資金繰り支援

① 資金不足が生じている病院事業※1であって、経営改善実行計画を策定し収支改善に取り組む公立病院に対して、経営改善の効果額の範囲内※2で活用できる資金手当のための地方債（病院事業債（経営改善推進事業））※3を創設

※1 当年度又は翌年度に資金不足額が生じる見込みの病院事業を含む

※2 資金不足（見込）額と経営改善効果額のいずれか小さい額が上限

※3 発行期間は令和7年度～令和9年度

【経営改善の取組例】

- 病床の縮小、病床機能の見直し
- 医薬品の共同購入、医療機器の共同利用
- 地域の医療機関と連携した紹介患者の増加
- 病院の統合・連携、経営形態の見直し

<公立病院の状況>

	R4	R5
公立病院数	853病院	854病院
赤字病院の割合 ^{注1}	34%	70%
赤字合計額 ^{注1}	639億円	2,448億円
資金不足 ^{注2} が生じている病院事業数	27事業 (41病院)	38事業 (54病院)

注1 経常収支 注2 地方財政法に定める資金不足額

② 総務省と厚生労働省の共同事業として、病院経営に携わるトップ層の経営マネジメント力を向上させ、経営改善を図ることにより持続可能な病院経営を行うために必要な知識を習得するための研修（医療経営人材養成研修）を創設

2. 不採算地域やへき地における医療提供体制の確保

① 不採算地区病院については、依然として厳しい経営状況が続いているため、令和3年度から実施している不採算地区病院等への特別交付税措置の基準額引上げ(30%)を継続※4

※4 日本赤十字社、恩賜財団済生会、JA厚生連等の公的病院等にも同様の措置を講じる

② へき地医療を担う公的病院等に対する地方団体の助成経費に係る特別交付税措置の対象に、へき地医療拠点病院等が行う訪問看護、遠隔医療に要する経費を追加

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

(単位:億円)

区 分	令和7年度	令和6年度
歳入合計	970,094	936,388
地方税	454,493	427,329
地方譲与税	29,661	27,293
地方特例交付金等	1,936	11,320
地方交付税	189,574	186,671
地方債	59,602	63,103
うち臨時財政対策債	0	4,544
復旧・復興事業 一般財源充当分	▲ 33	▲ 8
全国防災事業 一般財源充当分	▲ 217	▲ 169
一般財源総額	675,414	656,980
一般財源比率	69.6%	69.7%
地方債依存度	6.1%	6.7%

(参考)

○ 地方の借入金残高(東日本大震災分を含む) 171兆円 (令和7年度末見込) ※ 178兆円 (令和6年度末見込)

○ 交付税特別会計借入金残高 25.3兆円 (令和7年度末見込) ※ 28.1兆円 (令和6年度末見込)

地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

区 分	令和7年度			令和6年度			増減 (C)-(B)	率 (C)/(B)
	(A)	(B)	(A)-(B)	(B)	(A)-(B)	(C)		
地方議	454,493	427,329	27,164	209,784	202,292	7,492	3.7	
地方特例交付金	29,661	27,293	2,368	198,588	191,527	7,061	3.7	
地方交付金	1,936	11,320	△ 9,384	11,196	10,765	431	4.0	
地方支出	189,574	186,671	2,904	455,936	436,893	19,043	4.4	
国庫支	171,022	158,042	12,980	265,800	251,417	14,383	5.7	
地方債	59,602	63,103	△ 3,501	158,946	153,861	5,085	3.3	
うち臨時財政対策債	0	4,544	△ 4,544	1,000	-	1,000	皆増	
うち財源対策債	7,600	7,600	0	14,990	14,915	75	0.5	
使用料及び手数料	15,560	15,625	△ 65	12,000	12,500	△ 500	△ 4.0	
雑収入	48,496	47,182	1,314	10,000	10,000	0	0.0	
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 33	△ 8	△ 25	2,000	2,500	△ 500	△ 20.0	
全国防災事業一般財源充当分	△ 217	△ 169	△ 48	4,200	4,200	0	0.0	
計	970,094	936,388	33,707	107,259	108,961	△ 1,701	△ 1.6	
一般財源	675,414	656,980	18,435	15,525	15,344	181	1.2	
(水準超経費を除く交付団体ベース)	637,714	627,180	10,535	1,100	1,100	0	0.0	
歳入				121,103	119,896	1,207	1.0	
歳出				57,466	56,259	1,207	2.1	
償還				63,637	63,637	0	0.0	
維持補修費				5,000	5,000	0	0.0	
うち緊急浚渫推進事業費				5,000	4,800	200	4.2	
投資的経費				4,000	4,000	0	0.0	
直轄・補助				1,000	1,000	0	0.0	
うち緊急防災・減災事業費				22,787	23,202	△ 415	△ 1.8	
うち公共施設等適正管理推進事業費				12,394	13,059	△ 665	△ 5.1	
うち緊急自然災害防止対策事業費				10,393	10,143	250	2.5	
うち脱炭素化推進事業費				37,700	29,800	7,900	26.5	
公営企業繰出金				970,094	936,388	33,707	3.6	
企業債償還費普通会計負担分				932,394	906,588	25,807	2.8	
その他の				812,741	784,568	28,173	3.6	
不交付団体水準超経費								
計								
(水準超経費を除く交付団体ベース)								
地方一般歳出								

※ 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」(12,500億円)の額である。

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

区 分	(単位:億円、%)			
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入				
震災復興特別交付税	871	904	△ 33	△ 3.7
一般財源充当	33	8	25	312.5
国庫支出金	1,731	1,655	76	4.6
地方債	11	2	9	450.0
雑収入	58	62	△ 4	△ 6.5
計	2,704	2,631	73	2.8
歳出				
与関係経費	49	51	△ 2	△ 3.9
一般行政経費	1,129	1,187	△ 58	△ 4.9
補助費	853	836	17	2.0
単独費	276	351	△ 75	△ 21.4
債費	58	62	△ 4	△ 6.5
資的経費	1,468	1,331	137	10.3
・ 轄補	1,468	1,329	139	10.5
直単	0	2	△ 2	△ 100.0
営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
計	2,704	2,631	73	2.8

(2) 全国防災事業

区 分	(単位:億円、%)			
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A)-(B)	増減率 (C)/(B)
歳入				
地方税	-	80	△ 80	皆減
財源充当	217	169	48	28.4
雑収入	1	1	0	0.0
計	218	250	△ 32	△ 12.8
歳出				
公債費	218	250	△ 32	△ 12.8
計	218	250	△ 32	△ 12.8

(参考1) 地方財政計画の伸び率等の推移

(単位：%)

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲ 10.6	2.7
22	▲ 0.5	0.2	▲ 10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7	2.6	▲ 0.3	1.7
7	3.6	3.6	6.4	1.6

年 度	対 前 年 度 伸 び 率			地 方 交 付 税
	地方財政計画	地方一般歳出	地 方 税	
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
63	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7	▲ 4.4
			(6.5)	

(注1) ()内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。

(注2) 平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。

(注3) 令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

(参考2) 地方債等関係資料

年度	地計 地方債 額 (億円)	対前 年度 増 減 (億円)	地依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲ 10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201

年度	地計 地方債 額 (億円)	対前 年度 増 減 (億円)	地依 存 度 (%)	地方の借入金 残 高 (兆円)
17	122,619	▲ 18,829	14.6	201
18	108,174	▲ 14,445	13.0	200
19	96,529	▲ 11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲ 20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲ 10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲ 36,331	8.4	187
5	68,163	▲ 7,914	7.4	183
6	63,103	▲ 5,060	6.7	178
7	59,602	▲ 3,501	6.1	(見込)
				(見込)